

平成18年(オ)第1299号

平成18年(受)第1504号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成17年(ネ)第4611号謝罪広告等請求事件について、同裁判所が平成18年5月24日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成18年12月22日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 今 井 功

裁判官 津 野 修

裁判官 中 川 了 滋

裁判官 古 田 佑 紀

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 名 越 弘 志



当 事 者 目 録

千葉県成田市吾妻

上告人兼申立人 田 所 千 恵 子

アメリカ合衆国

上告人兼申立人 エ ミ コ ・ ク ー パ ー

鹿児島県肝属郡

上告人兼申立人 野 田 マ サ

上記3名訴訟代理人弁護士

高	池	勝	彦
荒	木	田	修
稻	田	龍	示
稻	田	朋	美
内	田		智
小	沢	俊	夫
勝	俣	幸	洋
神	崎	敬	直
高	橋	峯	生
田	中	平	八
田	中	禎	人
中	島	繁	樹
橋	本	公	明
二	村	豈	則

牧 野 芳 樹  
森 統 一  
山 口 達 視

東京都千代田区三崎町3丁目1番5号 神田三崎町ビル6階 株式会  
社金曜日気付

被上告人兼相手方 本 多 勝 一  
同訴訟代理人弁護士 尾 山 宏  
小 野 寺 利 孝  
渡 辺 春 己  
山 田 勝 彦  
渡 辺 彰 悟  
南 典 男  
穂 積 剛  
山 森 良 一

東京都文京区本駒込1丁目13番14号

被上告人兼相手方 柏 書 房 株 式 会 社  
同代表者代表取締役 高 木 凡 子

大阪市北区中之島3丁目2番4号

被上告人兼相手方 株 式 会 社 朝 日 新 聞 社  
同代表者代表取締役 秋 山 耿 太 郎  
同訴訟代理人弁護士 秋 山 幹 男  
近 藤 卓 史

東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号

被上告人兼相手方 株式会社毎日新聞社

同代表者代表取締役 北 村 正 任